



四国税理士会報

第402号

2019.8.10

●発行所／四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人／清田 明弘
●編集人／松岡 真澄美
●ホームページ／<http://www.shikoku-zei.or.jp>



真珠養殖場の風景

撮影者 宇和島支部 安達 三郎

主な記事

副会長退任のごあいさつ
副会長・専務理事・部長・室長・委員長が
就任の抱負を語る

税の広場

軽減税率制度の概要と制度導入に伴う事業者への影響

現行の消費税率は6.3%（地方消費税が消費税額の17/63課され、消費税率換算で1.7%となり、合計税率で8%）の単一税率ですが、この税率が本年10月1日以後は7.8%（地方消費税が消費税額の22/78課され、消費税率換算で2.2%となり、合計税率で10%）に引き上げられます。

また、この税率（標準税率）の10%への引上げとともに、本年10月1日以降に行う①飲食料品及び②新聞の譲渡を対象として軽減税率制度が導入されます。

軽減税率は6.24%（地方消費税が消費税額の22/78課され、消費税率換算で1.76%となり、双方を合わせて8%）となります。

区分	現行	令和元年10月1日～	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.30%	7.80%	6.24%
地 方 消費税率	1.70% (消費税額の17/63)	2.20% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計税率	8.00%	10.00%	8.00%

軽減税率制度が導入される本年10月1日以降は、税率が標準税率（10%）と軽減税率（8%）の2つになるため、事業者の方は、毎日の仕事の中で、「取り扱う商品の適用税率の把握」「適用税率ごとに区分した記帳・経理」「商品ごとの適用税率とその適用税率ごとに合計した金額を記載した請求書等の発行」「適用税率ごとに区分した消費税額の計算」といった対応が必要となります。

【参考】毎日の仕事で必要となる対応事務の例

- ① 値付け…取り扱う商品ごとに適用税率を確認の上で、適用税率や原価を踏まえながら販売金額などの値付けを行う。
- ② 仕入れ（経費）…仕入れる商品や経費等の品目ごとの適用税率を確認。
なお、適用税率が分からぬ場合は、仕入先に確認の上、軽減税率の対象となるものにはその旨を請求書等に追記。
- また、仕入先（購入先）ごとの納品書・請求書に基づき、標準税率（10%）と軽減税率（8%）が適用となる取引に区分して帳簿に記載。
- ③ 販売…軽減税率対象品目である旨、税率ごとに区分して合計した販売価額を記載した請求書等を交付。帳簿にも標準税率（10%）と軽減税率（8%）とに区分し記載。
なお、適用税率に関する顧客からの問い合わせへの対応準備、従業員教育など。
- ④ 支払い…仕入先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りがないかを確認して代金を支払。
- ⑤ 申告書作成…税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき、消費税の税額計算。
なお、税率ごとに区分することが困難な場合は、税額計算の特例により計算。

週刊税のしるべ 令和元年7月1日より

お国自慢

愛媛

ふたみシーサイド公園

山中 敏正（松山支部）



松山から車で約40分、JR松山駅から列車で約40分のところに「恋人の聖地」で有名なふたみシーサイド公園があります。

美しい海や夕日が立ち止まる町としても有名ですが、ここでしか味わうことのできないものを3つご紹介したいと思います。



1つ目はじゃこ天。愛媛のじゃこ天は東京などでも有名ですが、双海のじゃこ天はひと味もふた味も違います。まずはボリュームが違います。見た目のサイズだけでなくとにかく厚い。厚さが1センチメートルあります。次にボリューム満点のじゃこ天をアツアツで食べることができます。一枚で大満足間違いなし！

2つ目は瀬戸内海の鯛を使った鯛めし。双海の鯛めしは炊き込みご飯となっています。こちらも炊き

たてを味わえます。鯛めしと言えば炊きたてご飯に鯛の刺身を載せる鯛めしも有名ですが、炊き込みご飯の鯛めしはご飯全体に鯛のうま味が染み込んでいて最後の1粒まで美味しいくなっています。

3つ目は新商品のじゃこ天ライスです。鯛めしをじゃこ天のすり身で包んだものを揚げたもので、じゃこ天と鯛めしの両方を一度に味わうことができます。



美しい海を見ながら味わう海の幸は最高です。遠くを眺めると猫の島で全国的に有名となった青島も見えます。

今は夏真っ盛りですが、海の幸は一年中味わうことができ、寒い冬に食べるアツアツのじゃこ天も格別です。

ふたみシーサイド公園の最寄り駅である伊予上灘駅のお隣は元「日本一海に近い駅」で映画のロケ地としても有名な下灘駅があります。また、ふたみシーサイド公園から大洲市長浜町までの国道387号線は、景色も素晴らしいツーリングをする方にとっても人気のコースとなっています。

スピード化社会、情報化社会に疲れた方には是非ともおすすめです。





冥土までの暇つぶし

岩倉 史明
(観音寺)

考古学（発掘の穴掘り）をやっている同い年の友人がいます。何年も会っていませんが、数年前にもらった葉書に面白いことが書いてありました。「人生は冥土までの暇つぶし。君の暇つぶしは何なのか」と。後日、今は亡き今東光大僧正の言葉であると分かるのですが、その時は豪く人生を軽く見て斜に構えた言葉だなと思いました。退職し、開業して早二年。パチンコ時々税理士＆調停委員＆日帰りバスツアーが今の暇つぶしです。それがお前の望む暇つぶしかと問うてみると「否」と答える自分が居ます。パチンコ玉より大きいゴルフボールと戯れる予定でしたが、身体の都合でまだプレー再開には至っていません。それでは望む暇つぶしはゴルフなのかと問うてみてもやはり「否」です。つらつらとおもんみるに、

「やっていることを本当に楽しめているか否かが肝要であり、取り組む気持ち次第というシンプルな心の有様に刮目せよ」と友人も大僧正も宣わわれていると。さて、成人病のデパートと化した身体と折り合いをつけながら、今日も電動機付自転車を駆ってダイナムに出撃するとしますか。極上の暇つぶしをもとめて。

人は誰でも、何かに挑戦して成功することもあるが失敗することもある。祝福されることもあれば嫉妬されることもある。賞賛されることもあれば非難されることもある。「禍福は糾える縄の如し」幸福と禍は縄のように交互にやってくる。しかし、時として禍だけが連続してやってくることもある。何故、こんなに難問ばかりが、次々と…。そんなときは「ゲームの楽しみ」という言葉を思い出して欲しい。例えば、ゴルフで全てのボールが自分が思った通りの距離と場所に飛び、狙った通りにパットが入ったら最初は楽しいだろうが、やがてはゴルフをやる人は誰もいなくなる。ボーリングでも常に狙ったとおりにボールが行き、全部のピンが倒れたらすぐにゲームに飽きてしまう。ゲームは自分の思い通りにいったらまったく、つまらないものになる。思い通りにならないから面白いし、悔しいからこそまた挑戦する気もおきる。失敗してもよし、負けてもよし、その過程が楽しいのだ。

『人生というのは冥土までの暇つぶしだよ』

「人生とは何ですか」との問い合わせに今東光氏はこう答えた。

— 税理士の使命と倫理 — 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四国税理士会



この街で・・・

兵藤 正人
(松山)

「この街で生まれ この街で育ち この街で
出会いました あなたとこの街で 僕たちの
愛媛 僕たちの誇り 僕たちと共に歩もう
愛するこの街で」

ここはニンジニアスタジアム、J2リーグに参戦する愛媛FCの試合開始前、サポーターのリードのもと皆でこの歌を歌う。

恥ずかしがり屋の愛媛県民は声も小さく、相手チームの応援にかき消されながら、何とか歌い切る。

サッカーというスポーツはなかなか点が入らない。0対0の試合もざらにある。だからこそ1点の重みが大きい。味方チームが1点を取ったときは、それは歓喜の渦で、周りの知らない人たちとハイタッチを繰り返し乱舞する。これがあるから現地観戦はやめられない。

私は、愛媛FCがJリーグに参戦したころからときどきスタジアムに行っていたが、松山に住居を構えてからはホームゲームはほぼ

毎試合応援に行くようになった。

愛媛は田舎でスポンサーとなる企業も少なく資金力に乏しい。都会にあるビッグクラブとは比べようもなく、頼みの観客数はJ2では最低レベルである。それでも一つの興行で平均3~4千人を集めるイベントは他にはなかなかない。

地域密着を掲げる愛媛FCにとって観客動員は生命線であるが、あまり愛媛県民、松山市民には届いていない。地域振興や地元の活気を盛り上げるために重要なアイテムだと思うが、市民も行政も気が付いていないように感じる。それに気付いた他の後からできたクラブにどんどん追い抜かれる始末・・・もっと大事にしてほしいし、もっと活用すべきだと考える。

私たちの職業も地域と密着し、地域社会に貢献することで地域に恩返しができる。松山は生まれた地ではないけれど、住めば都、であり地元である。地元のために微力を尽くしたいと思う。

冒頭の歌の元唄である「この街で」の歌詞に「この街でいつかおじいちゃんになりたい、おばあちゃんになったあなたと歩いてゆきたい」と続く・・・この歌詞のようになりたいなと思っている。

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。8月（会報発行日以降）～10月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者
香川	税理士会館2F	9/12(木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税 久保田 英俊
		10/10(木)		資産税 岩倉 史明
愛媛	愛媛県税理士会館	9/6(金)・10/4(金)	13時～16時30分	法人税 消費税 所得税 鞍懸 亮
		8/23(金)・9/6(金)・10/17(木)		資産税 中野 真一
		9/19(木)・10/4(金)		池田 康廣
徳島	県連事務局	8/30(金)・9/13(金)・9/20(金) 10/4(金)・10/18(金)	13時～16時	資産税 須藤 茂俊
高知	県連事務局	9/4(水)・10/2(水)	13時～16時	法人税 消費税 長沢 健次
		8/21(水)・9/25(水)・10/16(水)		資産税 門田 克也

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。
(受付時間・平日 10:00～11:30、13:00～15:30 TEL 03-3492-6016)